

奈良県産業廃棄物税条例施行規則及び地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

#### 奈良県規則第四十七号

奈良県産業廃棄物税条例施行規則及び地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一 奈良県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年十二月奈良県規則第二十七号）第三条第一号

二 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年六月奈良県規則第九号）第三条第一項第一号

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。